

我孫子市マスコットキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、市が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用承認)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (2) 国及び地方公共団体が、その業務の目的で使用するとき。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 我孫子市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (6) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用承認申請)

第5条 申請者は、「手賀沼のうなきちさん」使用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(レイアウト原稿、設計図等使用方法が確認できるもの)
- (2) 申請者の概要書
- (3) その他参考となるもの

(使用承認決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

(6) 第10条各号に掲げる事項を遵守せず、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) その他使用することが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、「手賀沼のうなきちさん」使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(使用承認期間等)

第8条 キャラクターを使用できる期間は、使用を承認した日から起算して3年を限度とする。

2 使用者は、使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、更新の申請をしなければならない。

3 キャラクターの使用の更新の手続については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(承認内容の変更)

第9条 第6条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容を

変更しようとするときは、あらかじめ「手賀沼のうなきちさん」使用変更申請書（様式第3号）にレイアウト原稿その他の変更の内容が分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、「手賀沼のうなきちさん」使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者（前条第2項の規定により変更の承認を受けた使用者を含む。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- （2） 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- （3） キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- （4） キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- （5） 意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- （6） キャラクターの名称及びデザインを併せて使用すること。
- （7） 我孫子市が著作権を有していることを表す「©我孫子市2012」の表記を付すよう努めること。
- （8） キャラクターのデザインを使用した商品等が完成したときは、その形状の分かる画像又は写真を速やかに市長に提出すること。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、「手賀沼のうなきちさん」使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知す

るものとする。

- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。

(免責)

第12条 市長は、使用者がキャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

- 2 市長は、前条第1項の規定により承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

「手賀沼のうなきちさん」使用申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者 住 所
 団体名
 氏名（代表者名）

次のとおり「手賀沼のうなきちさん」を使用したいので申請します。また、申請に当たり注意事項を確認し、我孫子市マスコットキャラクター取扱要綱を遵守します。

なお、使用条件に違反した場合、使用承認を取り消されても異議を申し立てません。

使用目的				
使用方法				
使用数量				
使用期間	年 月 日 ~		年 月 日	
備考				
担当者連絡先	氏名		所属	
	電話		FAX	
	メールアドレス			
添付書類	1 企画書（レイアウト原稿や設計図等、使用方法が確認できるもの） 2 申請者の概要書 3 その他参考になるもの			

注意事項

- (1) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 承認を受けた内容に従って使用すること。
- (3) 使用前に当該使用に係る物件の完成画像又は写真を速やかに市長に提出すること。
- (4) 使用に当たり、キャラクター名の「手賀沼のうなきちさん」を表示し、併せて市の著作権所有を表す「©我孫子市2012」の表示に努めること。
- (5) 変更が生じた場合は、「手賀沼のうなきちさん」変更申請書を市長に提出し、承認を受けること。

様式第2号（第6条関係）

「手賀沼のうなきちさん」使用承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長 回

年 月 日付けで申請のあった「手賀沼のうなきちさん」の
使用について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

使用目的	
使用方法	
使用数量	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
その他	

2 不承認

理由	
----	--

注意事項

- (1) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 承認を受けた内容に従って使用すること。
- (3) 使用前に当該使用に係る物件の完成画像又は写真を速やかに市長に提出すること。
- (4) 使用に当たり、キャラクター名の「手賀沼のうなきちさん」を表示し、併せて市の著作権所有を表す「©我孫子市2012」の表示に努めること。
- (5) 変更が生じた場合は、「手賀沼のうなきちさん」変更申請書を市長に提出し、承認を受けること。

様式第3号（第9条関係）

「手賀沼のうなきちさん」使用変更申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者 住所

団体名

氏名（代表者名）

「手賀沼のうなきちさん」の使用について、次のとおり変更したいので、申請します。

変更内容	
------	--

※レイアウト原稿その他の変更の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

「手賀沼のうなきちさん」使用変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

我孫子市長

回

年 月 日付けで申請のあった使用事項の変更について、次のとおり決定したので、通知します。

1 承認

変更内容	
------	--

2 不承認

理由	
----	--

様式第5号（第11条関係）

「手賀沼のうなきちさん」使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

圖

年 月 日 第 号で承認した「手賀沼のうなきちさん」
の使用について、次の理由により使用の承認を取り消したので通知します。

理 由	
-----	--

別図（第2条関係）

我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」

【正面図】



【背面図】

